

## 令和2年度「新時代の教育のための国際協働プログラム(教員交流)」QA

大臣官房国際課

質問	回答
G7・G20以外の国を派遣先として問題ないか。	対象国の制限はないので問題ありません。
附属学校教員を派遣することは可能か。	可能です。
教職大学院に在学中の公立学校教員は派遣対象か。	現職教員であって、大学院にも在学している者なら対象となります。
教員派遣の期間や人数に決まりはあるか。	決まりはありません。過去の実績としては、学校の夏季・冬季休暇中に1～2週間程度で10名程度の派遣を行った団体が多いです。
派遣を2回以上に分けて実施しても問題ないか。	問題ありません。
派遣先で通訳やコーディネーターを雇用、または、交流事業のアレンジを現地業者に委託してもよいか。	事業実施にあたり必要であれば問題ありません。
現地でのアドバイザー(研究者等)に謝金を支払ってもよいか。	事業実施にあたり必要であれば問題ありません。
特別支援学校の教員も派遣対象となるか。	対象となります。
過去の実績はどこかに掲載されているか。	文部科学省のホームページには掲載していませんが、過去の受託団体が個別にホームページに掲載している例があるので、紹介することは可能です。
企画提案の段階で派遣者を確定させる必要はあるか。	派遣者が確定している必要はありません。ただし、審査基準の評価項目に「事業の実現性・妥当性」があり、また、この項目については配点が高くなっているにご留意ください。
企画提案の段階で派遣先との調整が済んでいる必要はあるか。	派遣者が確定している必要はありません。ただし、審査基準の評価項目に「事業の実現性・妥当性」があり、また、この項目については配点が高くなっているにご留意ください。
教員派遣期間中に非常勤講師の雇用を検討しているが、人件費を所要経費に計上してもよいか。	事業実施にあたり必要であれば問題ありません。